［略］ 備考　［略］	［同左］ 備考　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年五月二十三日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（次条において「平成十九年改正前施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第15号の３　（表） ［略］ （裏） ［略］ ３　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］ 備考　［略］	**別紙様式第15号の３**　（表） ［同左］ （裏） ［同左］ ３　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］ 備考　［同左］

（改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式の特例）

第五条　前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の三による高齢受給者証は、当分の間、同条の規定による改正後の別紙様式第十五号の三の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十一条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年五月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行規則

（指定の申請）

第一条　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、当分の間、次条の規定による改正後の別紙様式第十五号の三の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十一条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年五月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行規則

（指定の申請）

第一条　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　登記事項証明書

三　次に掲げる指定申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類

イ　一般社団法人　社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

ロ　一般財団法人　評議員の氏名及び略歴を記載した書類